協調會 第 号

報知新聞社内に於ける労資紛議顛末報告

九月廿六日午前十時作業開始と共に北の内報知新聞社内に労資の紛争は勃発したり、争議の原因は本業より社側の回答としての提議に関係ありし小林某なる者と組字部員三名の口論に始まり翌朝三日前に於ける社側に對して吾等の要求なりし『二部制(八時間勤務)最低賃銀八十圓』(草案引用)の要求提出の履行を要求したる一部の労働したる人々に依つて文選部植字部解版の活動を為するに至りたり、社側に於ては此の労働に對し[illegible]して[illegible]直に十氏印刷会社に拘引連れに面会を禁止さる。茲に於て警視廳は此の紛争の最初は小林なる者に據つて主として生じたることなれば同人に「一週間」たる休暇に出でられたしと要求したるに社側に於ては即座に之を拒絶し、夫れにて[illegible]より出[illegible]すべしとの命令を発したり、されはまた警察には再び監督者に對する要求を[illegible]たるにそれは必要の人員だけを残して他は退社か意味ある出場を許されたしと陳情したるに社側に於ては三時間余を猶予し[illegible]に至りて此の争議に對し全然無関係なる十三氏に對し不当なる解雇を申し渡したり、即ち理由なくして[illegible]したるも社側に於ては臨時に休業して職工を閉鎖して十三氏の解雇には絶対の反対を表して[illegible]を言ひはじめて止むなく明日(廿七日)を期して再び会見すべしとの約束を[illegible]去す、廿六日の夕刊及び廿七日の朝刊は小林派職工部下に属する数名(入社早々不明)の手に依り辛うじて発行し得たり(以上廿六日午後十時迄の経過)尚ほ廿六日夕刻各新聞社の有志は同族の安否を気遣ひて報知新聞社前に三々伍々集合し居りたるに日比谷署に検束され警視廳に護送されし者十九名に及びたり

九月二十七日

新聞印刷工組合 正進會

報知新聞社に於ける要求案内容は左の如し

要求書

吾等は八時間二部制の必要を痛感し昨年之が施行の要求を提出し爾後一箇年を閲して今日に及ぶも未だ實を見ざるを深く遺憾として去る七月廿一日再び此れを提出したるも是亦顧みられず仍て吾等工場員は更らに之れに社内改善諸項を添へ改めて左の條々の通り之れが即時實施を要求す

一、八時間二部制(幼年工婦女工六時間)
一、最低賃銀 八拾圓
一、幹部制度の撤廢
一、專任赤字係りの廢止
一、工場内諸設備の改善
一、給料支拂日の變更